

一般財団法人川崎市まちづくり公社新設小学校
建設工事に関する総合評価一般競争入札実施要綱

平成28年9月12日要綱第2号

最近改正 平成28年11月16日要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人川崎市まちづくり公社（以下「公社」という。）が発注する新設小学校建設に関する工事において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により請負の契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札により契約の締結をする工事（以下「対象工事」という。）は、新設小学校建設に関する工事において、施工の確実性を確保するため、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められ、かつ、原則として予定価格（税込）1億5千万円（建築工事は、3億円）以上のものとする。

(総合評価落札方式の型式)

第3条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1)簡易型 前条の工事に該当する。
- (2)特別簡易型 前項のうち施工計画を除いたもの

(対象工事としての決定等)

第4条 理事長は、対象工事として実施することの適否及びその対象工事に係る落札者決定基準について、一般財団法人川崎市まちづくり公社総合評価審査委員会（一般財団法人川崎市まちづくり公社総合評価審査委員会設置要綱第1条に定めるものをいう。以下「委員会」という。）の審議を経て、決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 理事長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者に対し、入札公告により、次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (3) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (4) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義照会に関すること。
- (5) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- (6) その他必要と認めること。

(評価項目算定資料の提出)

第6条 理事長は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から次に掲げる資料(以下「評価項目算定資料」という。)の中から必要と認めるものの提出を求めるものとする。

- (1) 評価項目算定資料書
- (2) 工程管理に係る技術的所見〔工程表〕
- (3) 施工上配慮すべき安全対策に係る所見
- (4) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(安全対策は除く)
- (5) 材料の品質管理に係る技術的所見
- (6) 同種工事の施工実績
- (7) 配置予定技術者の資格及び施工実績
- (8) 配置予定技術者工事成績対象工事
- (9) 主観評価項目に関する誓約書
- (10) 建設機械保有状況誓約書
- (11) アシストかわさき施工実績届出書
- (12) その他必要と認める資料

2 理事長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書と同時に評価項目算定資料の提出を求めるものとする。

3 理事長は、評価項目算定資料の提出を受けた後、提出した入札参加者から内容の変更の申し出を受けたときは認めないものとする。

4 理事長は、必要に応じて入札参加者から提出された評価項目算定資料についてヒアリングを実施することができる。

(技術評価の点数の決定)

第7条 理事長は、総合評価一般競争入札に係る技術評価を行うときは、工事担当部局による評価の後、委員会の審議を経て、技術評価の点数を決定するものとする。ただし、特別簡易型は委員会の審議を省略するものとする。

(落札者の決定)

第8条 理事長は、総合評価一般競争入札に係る落札者を、別記「落札者決定方法」により決定するものとする。

2 理事長は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に適宜の方法によりその決定について通知するものとする。

(評価結果等の公表)

第9条 理事長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について公社ホームページ等を利用して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の公表があった日から起算して2日以内に、自らの技術評価について理事長に疑義の照会をすることができるものとする。

3 理事長は、前項の照会を受けたときは、当該照会した者に回答するものとする。

(加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応等)

第10条 理事長は、総合評価一般競争入札により請負者を決定した工事において、完成検査の結果、請負人が技術評価の点数において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、当該工事が加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

2 理事長は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に、公社が示した加点要素の内容の改ざん又は虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、以後、公社が行う入札について指名停止その他の適切な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第11条 理事長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 (平成28年9月12日要綱第2号)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月16日要綱第9号)

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

別記

落札者決定方法

1 総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

ア 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

総合評価点 = (技術評価点/入札価格) × 100,000,000 (小数点第5位以下切捨て)

イ 技術評価点は、標準点(100点)と加算点(最高点10～80点の範囲内)の合計とする。

ウ 加算点の算出方法は、次の式により求めるものとする。

加算点 = (入札参加者の得点/評価項目の配点合計) × 設定加算点(加算点の満点) (小数点第5位以下切捨て)

エ 技術評価点が標準点を下回る者の入札は無効とする。

オ 共同企業体での申請における各評価項目の評価は、共同企業体の代表者を対象に行うものとする。

2 評価項目について

総合評価一般競争入札における評価項目は、別表「総合評価一般競争入札評価項目表」に示す必須項目の他に、必要に応じて個別の工事ごとに、任意項目を評価項目として選択するものとする。

総合評価一般競争入札評価項目表

※ただし、評価基準等について、これにより難い場合は変更することができる。

工 事 件 名 : _____
 商号又は名称 : _____
 (共同企業体名)

分類	評価項目	必須…● 任意…○	評価基準	配点
1 施工計画 簡易型の場合に2評価項目以上 指定する	(1) 工期設定の適切性	○	各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が3項目。	5.0
			各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が2項目。	2.5
			各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が1項目。	0.5
			適切である提案が1項目もない場合。	0.0
			無記載等、又は各工程の工期及び工事の手順が適切でない。	無効
	(2) 施工上配慮すべき安全対策	○	施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が3項目。	5.0
			施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が2項目。	2.5
			施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が1項目。	0.5
			適切である提案が1項目もない場合。	0.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
	(3) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見 (安全対策を除く)	○	施工上配慮すべき事項(安全対策を除く)について、現地条件を踏まえて適切である提案が3項目。	5.0
			施工上配慮すべき事項(安全対策を除く)について、現地条件を踏まえて適切である提案が2項目。	2.5
			施工上配慮すべき事項(安全対策を除く)について、現地条件を踏まえて適切である提案が1項目。	0.5
			適切である提案が1項目もない場合。	0.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
	(4) 材料の品質管理に係る技術的所見	○	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が3項目。	5.0
品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が2項目。			2.5	
品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が1項目。			0.5	
適切である提案が1項目もない場合。			0.0	
無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。			無効	
2 企業の施工実績	(1) 同種工事の施工実績 (期間については別途定める)	●	提出のあった工事実績が、川崎市及び当公社発注の同種工事の元請としての施工実績である。	3.0
			提出のあった工事実績が、川崎市及び当公社発注以外の同種工事の元請としての施工実績である。	1.5
			実績なし	0.0
	(2) 過去3年間の川崎市工事成績評定点の平均点	● ※1	同業種における平均点が80点以上	3.0
			同業種における平均点が75点以上80点未満	2.5
			同業種における平均点が70点以上75点未満	2.0
			同業種における平均点が65点以上70点未満	1.0
			同業種における実績なし	0.0
	同業種における平均点が65点未満	△1.0		
	(3) 過去5回における川崎市優良業者表彰の受賞の有無	●	有り	0.5
無し			0.0	
3 配置予定技術者の能力	(1) 同種工事の施工経験 (期間については別途定める)	●	同種工事で主任(監理)技術者として経験あり	3.0
			同種工事現場代理人として経験あり	1.5
			経験なし	0.0
	(2) 過去の川崎市発注の従事工事成績評定点	● ※1	過去の従事経験として提出された同業種工事が川崎市発注の工事であり、その成績が80点以上	3.0
			同上、その成績が75点以上80点未満	2.5
			同上、その成績が70点以上75点未満	2.0
			同上、その成績が65点以上70点未満	1.0
			同上の実績なし	0.0
	(3) 技術者資格保有状況	○	資格有り	1.0
			資格なし	0.0

4 企業の信頼性・社会性	(1) ISO9001又は14001の取得状況	●	有り	0.5
			無し	0.0
	(2) 障害者の雇用状況	●	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している	0.5
			同上無し	0.0
	(3) 建設業労働災害防止協会の加入状況	●	建設業労働災害防止協会に加入している	0.5
			同上無し	0.0
	(4) 男女共同参画	●	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している。	0.5
			同上無し	0.0
	(5) 官公需適格組合であること	●	官公需適格組合である	0.5
		※2	同上無し	0.0
5 企業の地域貢献度	(1) 災害時における川崎市との協力体制	●	川崎市と応急防災措置等に関する協定等を締結している又は締結している団体に加入している	0.5
			同上無し	0.0
	(2) 本社の所在地	●	工事施工場所と同一行政区内に本社あり	0.5
		※3	同上無し	0.0
	(3) 共同企業体における市内中小事業者の構成	●	共同企業体構成員に市内中小事業者が含まれる	1.0
		※4	同上無し	0.0
(4) 建設機械保有状況	●	経営規模等評価結果通知書に示される建設機械を自社所有又は長期リースにより保有している	0.5	
	※5	同上無し	0.0	
(5) アシストかわさき施工実績 (過去3年間)	●	川崎市が指定する工事の完工実績又は川崎市と締結する災害協定等に基づき派遣要請を受け実働実績を有している。	0.5	
	※6	同上無し	0.0	
6 次世代育成	若手配置予定技術者の配置	●	入札参加申込日時点で35歳未満であること	0.5
			同上無し	0.0

※1 原則として必須項目とするが、数年に一度しか発注しない業種など、競争性を阻害する恐れがある場合には、評価項目としない場合もある。

※2 入札参加条件に「官公需についての中小事業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小事業者であることを条件としている場合は適用しない。

※3 原則として必須項目とするが、工事の施工場所と所在地に関係がない特殊な工事などについては、評価項目としない場合もある。

※4 入札参加条件に共同企業体の構成員について、市内中小事業者であることを条件としている場合は適用しない。(WTO案件は適用外)

※5 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書に基づき「建設機械の保有状況」を申請する。

※6 市内事業者を対象とした総合評価一般競争入札においての発注業種が、「下水管きよ」、「舗装」、「水道施設」の際に、加点の対象として適用とする。